

御船町農業委員会会議録

令和4年5月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和4年5月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日(火) 13時30分～14時15分
2. 場 所 第2分庁舎 大会議室
3. 農業委員（14名）

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	坂本	保男	委 員	9 番	徳永	廣敏
委 員	4 番	野田	孝光	委 員	10 番	渡邊	義高
委 員	5 番	藤岡	雅子	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	福島	則義
委 員	7 番	森田	優二	委 員	13 番	竹崎	幸雄
委 員	8 番	池田	賢治	委 員	14 番	吉田	敏郎
欠席者	4 番	野田	孝光	6 番	大西	敬一	11 番 芥川 誠
最適化推進委員	8 名						
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 21 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 7 議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
 - 8 報告第 11 号 合意解約について
 - 9 報告第 12 号 非農地判断について
 - 10 報告第 13 号 「耕作証明書」発行について
5. 農業委員会事務局職員

課 長	井上	辰弥
課長補佐	松崎	邦寿
主 査	前川	俊司
主 事	本田	美里

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、4番 野田委員、6番 大西委員、11番 芥川委員から欠席の連絡を受けております。欠席者3名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員8名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、5月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしく願いいたします。

議長 こんにちは。山間地は苗床が終わるころではないかと思えます。平坦地はこれからになり、忙しい時期を迎えます。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。8番 池田委員、9番 徳永委員よろしく願いいたします。それでは、議案第20号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
令和4年5月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。
2ページをお願いします。今日は、1件の申請が上がっております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積 3,101 m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

2筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△、△合併

地目：田 面積 1,325 m²

譲渡人・譲受人の住所・氏名は同上です。

田2筆計 4,426 m²です。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、担当の坂本委員説明をお願いいたします。

12番 この件は、親から子への贈与になります。2ページと3ページに地図があります。1筆目は、国道443号線を役場の方から益城町方面へ進み、〇〇のコンビニエンスストアの左奥になりま

す。基盤整備が行われていない農地であります。2筆目は、矢形川に架かる下高野橋の近くにあります。息子さんは定年退職し、本格的に農業をすることということで、何の問題もないと思います。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第21号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをお開きください。

議案第21号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和4年5月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
4ページになりますが、面積が一部確定していませんでしたので、本日配布しております(第4条)の方をご覧ください。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：畑

面積：6,307 m²のうち186 m²

申請者の住所・氏名：〇〇町〇〇△ 株式会社〇〇〇〇

転用目的は、養畜関連施設 理由：4条県許可

以下、申請者の住所・氏名、転用目的等は同じです。

2筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：畑

面積：1,305 m²のうち250 m²

3筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：畑

面積：1,163 m²のうち443 m²

申請者の住所・氏名、転用目的等は同上です。

4筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：畑

面積：4,399 m²のうち1,006 m²

5筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：原野

面積：79,711 m²のうち175 m²

6筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：原野
面積：57,268 m²のうち 375 m²

7筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部
地目：公衆用道路 面積：8,494 m²のうち 89 m²
畑、原野、公衆用道路合わせて7筆 158,647 m²のうち 2,524 m²になります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この件は、担当の野田委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい、まずは、今回の申請地の場所の説明をします。お手元の説明資料の8ページの地図をご覧ください。4月26日に野田農業委員と上田推進委員と事務局で現地を確認しました。場所は、吉無田高原の緑の村の前の大規模林道を浅の藪方面に向かうときにあります交差する道路を左に入ったところの農地になります。地目は、畑、原野、公衆用道路合わせて7筆になります。現況については、11ページの写真をご覧ください。現在は、見てのとおり一部堆肥舎へ行く通路として利用しているような状態であります。次9ページの地籍図と10ページの排水計画図をご覧ください。現地には、既に牛舎及び堆肥舎等がありますが、規模拡大にあたり新規予定の2つの牛舎(5条申請)をつなぐ法面を含む道路と現地の谷部分に雨水を集水する調整池を整備する計画であります。次に6ページの審査表をご覧ください。今回、申請地の農地区分は、農用地区域内にある農地になります。申請面積は、計7筆の158,647 m²のうち2,524 m²で、転用目的は養畜関連施設になります。申請人は〇〇町で牧場・農業の経営をしている法人で、現在も申請地周辺にて牧場をしておりますが、新規に牛舎を整備する計画があることからそれに関連する周辺整備をする必要があったことから今回の申請に至っております。また、一般基準の1から10において該当する箇所は、すべて適当と判断します。雨水についても、自然地下浸透とし、調整池に向けて流入する計画のため問題ないものと思われま。以上のようなことから総合的に見て、許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、ご質問・ご意見は

事務局

ございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第22号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

議案書の5ページをお開きください。

議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和4年5月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
6ページに議案書がありますが、こちらも本日配布しております議案書(第5条)をご覧ください。

今月は、申請が2件上がっております。

申請番号①

土地の所在地：〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：137 m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇〇〇株式会社

転用目的：通路 理由：5条所有権移転(県許可)

2筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇 - △ 地目：畑 面積：674 m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：同上です

転用目的：駐車場用地 理由：5条所有権移転(県許可)

計 畑2筆 811 m²

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：畑

面積：26,078 m²のうち537 m²

貸人の住所・氏名：〇〇町〇〇△ 株式会社〇〇〇〇

借人の住所・氏名：〇〇町〇〇△ - △ 〇〇〇〇

転用目的：牛舎 理由：5条使用貸借権設定(県許可)

以下5筆、貸人・借人の住所・氏名及び転用目的・理由は同じになります。

2筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：畑

面積：4,399 m²のうち304 m²

3筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：畑

面積：2,228 m²のうち 27 m²

4 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：原野

面積：79,711 m²のうち 539 m²

5 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部

地目：公衆用道路 面積：8,494 m²のうち 389 m²

畑、原野、公衆用道路 計 5 筆 120,910 m²のうち 1,796 m²

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①について、担当の坂本委員説明をお願いします。

3 番 はい、4月22日に大森推進委員と事務局と現地を確認しました。場所は、国道443号線を役場から益城町方面へ進み、鳥獣保護センター入口の交差点付近になります。申請人は〇〇町でスキンケアやヘアケア商品、健康食品の製造・販売業を営んでいる法人です。現況は、16ページの写真をご覧ください。平成21年から駐車場用地として既に利用しており、始末書が2筆分添付されております。既に整備され使用されており、問題はないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。事務局にお尋ねです。条件付所有権移転仮登記とは、どういうことですか。

事務局 今回の条件付所有権移転仮登記とは、第三者に所有権が移転しないように仮の登記をされたものであると思われまます。今回の申請は、3条の農地のやり取りではなく、農地以外への利用をする申請になります。

議 長 今回申請に至ったのは、仮登記のままでは不都合なことがあつてのことであると思われまます。

3 番 事務局は把握されていますか。

事務局 詳しいことについては、伺っておりません。

7 番 所有権移転がされていなければ、所有者が転用申請しなくてもよいのでしょうか。

議 長 申請と現況が前後し、始末書の添付があるので疑念を持たれるかも知れませんが、所有者でないから、5条で申請してあるので問題ないと思います。他に、ご質問・ご意見はございません

か。

事務局 条件付所有権移転仮登記ということで、正式に許可が下りていませんが、仮登記が済んでいるということは、お互い同意が出来ているということになります。今回許可相当となれば、登記に進めると思います。

12 番 本来ならば、平成 21 年に正式に申請すべきであったということでしょう。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について、これも事務局から説明をお願いいたします。

事務局 今回の申請の場所は、先程の 4 条の申請のところと変わりませんが、22 ページの地図をご覧ください。4 月 26 日に野田農業委員と上田推進委員と事務局で現地を確認しました。地目は畑、原野、公衆用道路になります。現況については、25 ページの写真をご覧ください。現在は、見てのとおり牛舎 1 は事務所横で駐車スペースとして利用しており、牛舎 2 は肥育牛を放牧しているような状態であります。次に 23 ページと 24 ページの排水計画図をお開きください。排水計画図にありますように、現地には、既に牛舎及び堆肥舎等がありますが、規模拡大にあたり 2 か所の牛舎を建設する予定になります。次に 20 ページをお開きください。申請地の農地区分は、農用区域内にある農地になります。申請面積は、5 筆 合計 120,910 のうち 1,796 m²で、転用目的は牛舎になります。申請人は〇〇町で〇〇〇〇をしている法人で、申請地周辺にて所有者が牧場を営営しておりますが、借人が新規に牛舎を整備する計画があり、申請人の補助事業（施設整備事業）の資金が必要なことから今回の申請に至っております。また、一般基準の 1 から 10 において該当する箇所は、すべて適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。補足として申し上げます。この事業に関しては、畜産クラスター事業というものを活用しております。酪農・畜産分野の生産基盤強化や地域一体型収益性の向上を目指すもので、畜産農家と地方公共団体と JA 等が関連した計画を策定して行う事業です。〇〇牧場の施設内に

JA が主体となってこの事業を活用し牛舎を整備するという流れになっております。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。糞尿処理は、どうなっているのですか。

事務局 環境衛生の関連もありますので、処理施設は併設してあります。

7 番 確認ですが、JA が牛舎を建設しそれを〇〇牧場に貸与するということですか。

事務局 そういうことになります。

議 長 他に、質問・ご意見はございませんか。

3 番 JA が事業主体で、実質的なことは〇〇牧場が行うということですが、もし上手くいかなかった場合は、JA に責任があるということですか。

事務局 そのようになった場合、事務局としてははっきりとは答えられません。例えば地元への説明・同意の徴取等については、事業主体である JA が行うことになります。

3 番 クラスター事業は、半額補助でしたか、かなりの金額が投資される国の事業ですが、個人が地域一体となって行うものと理解していましたが、JA が主体となって実施するものですか。

事務局 クラスター協議会というのが JA にあって、JA 管内の畜産農家がこの事業に取り組むときに、協議会が主体となり実施するものです。

議 長 JA が個人に対し、それだけしてあげるということは、共同出荷とか何かメリットがあるのですか。

事務局 個人だけです。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 23 号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 7 ページをお願いします。

議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 4 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田早苗。

8 ページをお願いします。新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は 3 件です。田の 11,079 m²、計の 11,079 m²です。続いて、9 ページをお願いします。再設定分の

利用権設定等状況一覧表になります。今月は 6 件です。田の 25,596 m²、計 25,596 m²です。続いて、10 ページです。所有権移転分の利用権設定等状況一覧表になります。今月は 3 件です。田の 12,420 m²、畑の 1,305 m²計の 13,725 m²です。続いて、11 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 4 年 5 月 10 日提出 上益城郡御船町

12 ページに、令和 4 年第 5 回農用地利用集積計画総括表を掲載しております。左側の今月分から読み上げます。田の 36,675 m²内再設定が 25,596 m²、計の 36,675 m²内再設定が 25,596 m²。所有権移転が、田の 12,420 m²畑 1,305 m²計の 13,725 m²です。続いて右側の本年累計です。田の 278,030 m²内再設定が 187,557 m²、畑の 52,079 m²内再設定が 44,572 m²、計の 330,109 m²内再設定が 232,129 m²。所有権移転が田の 38,557 m²畑の 3,936 m²計の 42,493 m²です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、事務局の説明にご意見・ご質問ございませんでしょうか。

全委員 ありません。

議長 それでは、了承していただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、報告第 11 号から第 13 号まで、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 13 ページをお願いします。

報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和 4 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員会

今月は、1 件の合意解約が上がっております。14 ページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。続いて、15 ページをお願いします。

報告第 12 号 農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和 4 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員会

16 ページに、非農地承認一覧表を掲載しております。今月は 2 筆の非農地通知書を発行しております。続いて、17 ページをお願いします。

報告第 13 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報

告する。

令和4年5月10日提出 御船町農業委員会

今月は、3件の耕作証明書を発行しております。18ページから20ページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

8 番

⑧

9 番

⑨